

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定について

手話が言語であることの理解の促進及び障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し必要な事項を定めるため、港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例を制定します。

1 港区の条例の特徴

- (1) 手話が言語であることの理解を促進します。
- (2) 障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進します。
- (3) 上記(1)及び(2)の施策の実施にあたっては、区民及び事業者の参画を得て、協働のもと行います。
- (4) 平常時はもとより、緊急時及び災害発生時においても、区民及び事業者と共助の理念のもと多様な意思疎通手段を利用する取組を行います。
- (5) 上記(1)及び(2)の施策を促進するに当たり、事業者の自主的な取組を促進するため、情報の提供及び助言を行います。
- (6) 自ら模範となり行動することができるよう区職員を育成します。

2 条例の概要

(1) 前文

- ア 手話は言語であること及びその歴史的背景
- イ 障害者にとって不便や不安を感じる意思疎通の現状
- ウ 区として条例を制定する意義

(2) 目的(第1条)

手話が言語であることの理解の促進及び障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、地域共生社会の実現を目的とします。

(3) 定義(第2条)

この条例で使用する用語を定義します。

(4) 基本理念(第3条)

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するため、基本理念を定めます。

- ア 手話が言語であることの理解の促進は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下に行ないます。
- イ 障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、障害者の多様な意見及び要望にあわせたものを、障害者自ら選択する機会が保障されることを基本として

行います。

(5) 区の責務（第4条）

ア 区は、手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施します。

イ 区は、施策の実施に当たり、関係機関と連携を図るとともに、区民等及び事業者が参画し、協働する取組を推進します。

ウ 区は、緊急時及び災害発生時においても、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が利用される地域共生社会の実現に向けた取組を行います。

エ 区は、自ら模範となり行動することができるよう、職員の育成を図ります。

(6) 区民等の役割（第5条）

ア 区民等は、区が実施する施策に参画し、及び協働するよう努めるものとします。

イ 区民等は、日常において障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するよう努めるとともに、緊急時及び災害発生時においても、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するよう努めます。

(7) 事業者の役割（第6条）

ア 事業者は、区が実施する施策に参画し、及び協働するよう努めるものとします。

イ 事業者は、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び事業を行うよう努めるものとします。

ウ 事業者は、日常において障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するよう努めるとともに、緊急時及び災害発生時においても、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するよう努めます。

(8) 施策の基本方針（第7条）

区は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進し、その進捗を管理します。

ア 手話が言語であることへの理解の促進に関する施策

イ 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策

ウ その他この条例の目的を達成するために必要な施策

(9) 手話が言語であることへの理解の促進（第8条）

ア 区は、区民等又は事業者が手話が言語であることへの理解の促進に関する学習会等を開催する場合は、必要な支援を行います。

イ 区は、学校等において、手話が言語であることへの理解の促進に関する教育等を実施する場合は、必要な支援を行います。

ウ 区は、区民等及び事業者に対し、手話が言語であることへの理解の促進に関する情報の発信を行います。

エ 区は、手話が言語であることへの理解の促進に関する事業者の自主的な取組を促進するため、必要な情報の提供及び助言を行います。

オ 区は、区民等及び事業者と協働して、手話通訳者等、その指導者の確保及び養成を行います。

(10) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進（第9条）

ア 区は、区民等又は事業者が障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する学習会等を開催する場合は、必要な支援を行います。

- イ 区は、学校等において、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する教育等を実施する場合は、必要な支援を行います。
- ウ 区は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する情報の発信を行います。
- エ 区は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する事業者の自主的な取組を促進するため、必要な情報の提供及び助言を行います。
- オ 区は、区民等及び事業者に対し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を学ぶ機会の提供を行います。
- カ 区は、緊急時及び災害発生時において、障害者が感じる不安を解消するために、障害者が情報を円滑に取得することができるよう、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段により情報を提供できる体制づくりに努めるものとします。

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年10月		条例公布
		条例の概要を区ホームページ等に掲載
		条例の周知期間
12月	1日	条例施行
	3日	障害者週間開始